別紙２

１　告示等の記載例

　告示等に以下事項を記載すること。

（一般競争入札）

第１　入札に付する事項 （番号）週休２日工事 本工事は、「週休２日工事」の対象工事である。 受注者は契約後、月単位の週休２日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休２日に取り組む希望工事である。なお、月単位の週休２日が達成できない場合においても通期の週休２日による施工に努めること。実施方法等については、「小樽市週休２日工事実施要領」によるものとする。

（指名競争入札）

（番号）週休２日工事 対象工事とする 受注者は契約後、月単位の週休２日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休 2 日に取り組む希望工事である。なお、月単位の週休２日が達成できない場合においても通期の週休２日による施工に努めること。実施方法等については、「小樽市週休２日工事実施要領」によるものとする。

２ 特記仕様書の記載例

　特記仕様書に以下事項を記載すること。

○ 月単位の週休２日工事の実施について １　本工事は、月単位の「週休２日工事」の対象工事である。 ２　受注者が月単位の週休２日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休２日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休２日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休２日が達成できない場合においても通期の週休２日による施工に努めること。 ３　月単位の週休２日とは、対象期間の全ての月において、土・日曜日・祝日に関わらず、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。 　対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始６日間（12/29,30,31,1/1,2,3)、夏季休暇３日間（8/13,14,15)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。工事契約後、週休２日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。 ４　現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、

降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても現場閉所日に含めるものとする。(現場事務所での事務作業を行う場合については閉所と見なされない。)

5　月単位の週休２日（４週８休）以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が、28.5%（８日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の４週８休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%以上の水準の状態をいう。

≪現場閉所率の算定方法≫

K（%）＝A／（B－C）

※K：現場閉所率（%）

A：現場閉所日数（ただし夏季休暇３日間、年末年始６日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者側からの対象外の期間分を除く。）

B：週休２日確認対象期間日数（工事着手日(準備工後、主たる工事のために現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日(主たる工事のために現場に継続的に常駐した最後の日)までの期間）

C：Bのうち、夏季休暇３日間、年末年始６日間など現場閉所日数除外期間と重複する日数等

6　受注者は、月単位の週休２日又は通期の週休２日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

7　週休２日の実施の確認方法は、次によるものとする。

(1)　受注者は、週休２日の計画工程表及び休日等取得実績調書(計画行に作業日･休工日を記したもの)を施工計画書に添付し発注者へ提出する。

(2)　受注者は、実施結果を関係書類（休日等取得実績調書のほか、工事月報、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等）により発注者へ報告する。

8　週休２日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は、受注者は協力するものとする。

9　週休２日工事は、対象期間における現場閉所の達成状況に応じて、土木・漁港工事においては、月単位の４週８休に満たない場合は、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じていた補正を減額する設計変更を行う。

また、営繕工事においては、対象期間における現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たない場合は、労務費に乗じていた補正を減額する設計変更を行う。

なお、労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。

(1)　補正方法

①土木工事

当初予定価格から月単位の４週８休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費（賃料)、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価に乗じ、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たない場合は、通期の週休２日の補正係数を経費等に乗じる減額補正を行い、通期の４週８休に満たないものについては、補正係数を１とする（補正対象としない）減額補正を行う。

②漁港工事

当初予定価格から月単位の４週８休以上の達成を前提とした補正係数を労務費、機械経費

（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価に乗じ、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たない場合は、補正係数を１とする（補正しない）減額補正を行う。

なお、同一工事において海上作業と陸上作業が混在する工事の場合は、それぞれの週休２日確認対象期間に対する現場閉所日数を合算し算出する。

③営繕工事

当初予定価格から月単位の４週８休以上の達成を前提とした補正係数を労務費に乗じ、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の４週８休に満たない場合は、通期の週休２日の補正係数を労務費に乗じる減額補正を行い、通期の４週８休に満たないものについては、補正係数を１とする（補正しない）減額補正を行う。

１０　週休２日工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

１１　その他の事項については、小樽市週休２日工事実施要領によるものとする。